

第2回入札監視委員会会議録

1. 開催日時 平成23年11月1日(火)
午後1時30分～午後4時15分
2. 開催場所 高浜市役所 4階 第2会議室
3. 出席委員 委員長 児玉善郎(大学教授)
委員 丹羽重則(元市収入役)
委員 奥野暁(土地家屋調査士)
委員 吉田利美(市民代表)
4. 事務局職員 内田グループリーダー、杉浦主査、松崎主任
5. 議事概要

(1) 平成23年度 中期入札案件検討について

検討案件について

- | | |
|-----------------|-----|
| 1) 平成23年度中期入札案件 | 12件 |
| 内 指名競争入札案件 | 3件 |
| 条件付一般競争入札案件 | 9件 |

主な質疑・回答

質問・意見	回 答
<p>(1) 平成23年度中期入札案件について</p> <p>① 町内会活動保険 (物品：指名競争入札)</p> <p>○ 当初予算作成時に業者から参考見積りを取りましたか。</p> <p>○ 予定価格はどのように定められていますか。</p> <p>○ 事前の見積りはどうして必要ですか。</p> <p>○ 5社の指名競争入札で、結果的にどうして2社の応札になったのですか。</p> <p>○ 結果として、見積り業者が落札したのですか。</p> <p>○ 参考見積りは、複数の業者から徴収することは出来ないのですか。</p> <p>○ 個人で保険業務を行っている方は、指名に入っていますか。</p> <p>○ 指名通知はどのように通知していますか。</p>	<p>○ 業者から積算資料の参考見積りを取りました。</p> <p>○ 当初予算作成時の見積額と平成23年度予算執行時の見積額を比較して定めています。</p> <p>○ 予算執行する直前にならないと保険対象となる世帯数が確定しないためです。</p> <p>○ 入札参加資格登録業者名簿の市内業者で対応出来る業者と近隣市の業者から5社を選定しましたが、結果的に2社の応札になりました。 町内会活動保険という特殊な保険で対応出来ない業者があったことが影響しているようです。</p> <p>○ 僅差で見積もり業者が落札しました。</p> <p>○ 今後は複数の業者から徴収することを検討します。</p> <p>○ 入札参加資格登録の申請が提出されている業者から選定しています。</p> <p>○ 電子システムにより電子で通知しています。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>毎年行う入札案件で、入札参加業者が少数の案件については、一社からの参考見積りの徴収により、落札業者の固定化につながる恐れがある。参考見積もりを複数の業者から徴収するなど、今後の入札対応のあり方について検討が必要と考えられる。</p>	

<p>② 平成23年度高浜市道水路占用図書等電子データ化業務委託（緊急雇用創出事業基金事業） （コンサル：指名競争入札） 道路調査測量設計業務委託（市道港線） （コンサル：指名競争入札）</p> <p>○ 高浜市道水路占用図書等電子データ化というのは、毎年、前年度に行った事業をデータ化していくものですか。</p> <p>○ データ化業務委託は、高浜市では初めてですか。</p> <p>○ コンサル業務は、全体的に見て落札率が高い傾向にあります。その理由としてはどうということが考えられますか。</p>	<p>○ 今回、道路と水路の占用で過去に申請のあった物すべてを電子データ化するというものです。</p> <p>○ 道水路については初めてです。 パソコンで総合的に見られるようにし、業務の効率化を図るためです。</p> <p>○ コンサル業務は、県の標準歩掛りがあり、ある程度の標準的な指針が作成されていますし、それぞれの人件費についても標準単価を愛知県が定めています。コンサル業務は、設計金額の多くの部分が人件費の積み上げになることから、結果的によく似た金額なるのではないかと推測されます。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>昨年度落札した業者が、本年度に於いても同様の業務を落札しており、同一業者の落札が続くことは、結果として比較的高い落札率に繋がることが考えられる。今後の入札案件において、同様な状況があるかを注視していくこととした。</p>	
<p>③ ソーラー式LED照明灯設置工事 （中部公園） （電気工事：条件付一般競争入札）</p> <p>○ この工事設計書は、業者からの参考見積りにより設計を起こしたものですか。</p> <p>○ この工事の入札条件に該当する業者は何社ですか。</p>	<p>○ 照明灯製作業者から参考見積りを徴収し、県の積算分掛かりに準じて設計を行いました。</p> <p>○ 対象業者は、13社です。そのうち応札業者が4社で、あとは不着ということです。</p>

<p>○ この案件は、最低制限価格制度の対象工事ですか。</p> <p>○ 新聞等で電子入札での最低制限価格による案件では、入札時に最低制限価格が見られたという記事が載っていましたが、この案件は、閲覧できたのですか。</p> <p>○ 南部まち協さんが、防犯灯をLEDに変えたという物とは違うのですか。</p>	<p>○ 低入札調査価格制度対象案件です。</p> <p>○ 高浜市発注の工事は、見られません。ただ、多くの業者が応札できる一般競争入札案件は見られた可能性があると考え、市として確認を行いました。その結果、最低制限価格とは一定離れた価格で落札されていますので、問題はなかったと判断しています。</p> <p>○ まち協さんが作られている物は、ソーラーパネルの電気に対応する物で、今回は、ハイブリッド方式で太陽光と蓄電池による電気で点灯します。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>電気工事に於いては、工事内容に特性はあると思うが比較的高い落札率になっているように思える。</p> <p>予定価格の事前公表が、電気工事等の業種において、落札率の高止まり傾向に影響しているのかについて、今後の案件においてさらに注視していくこととした。</p>	
<p>④ 電子計算機室移転改修工事 建築（条件付一般競争入札）</p> <p>○ 入札参加可能業者を教えてください。</p> <p>○ 低入札調査価格の設定が有りですが、対象業者8社は低入札調査価格を設けていることは知っていますか。</p> <p>○ 低入札調査価格は、事前公表していますか。</p> <p>○ 高浜市は、工事公告の情報を発表する日は、毎週何曜日とか決まっていますか。</p>	<p>○ 8社です。</p> <p>○ 公告の中で示しています。</p> <p>○ 低入札調査価格については、公表していません。</p> <p>○ 祭日等が無い場合は、毎週木曜日が公告日です。入札日が水曜日になりますので、それから逆算して一定期間の公告期間を設けなくてははいけませんので、祭日が入れば一日前倒して水曜日の公告となります。</p>

<p>○ 入札の開札日は、何曜日ですか。</p> <p>○ 落札業者は、土木工事も建築工事も対応可能な業者で、この建築工事の案件の落札率は高いのに対し、今期の土木工事に応札した案件では低い落札率となっています。同じ業者でも、土木工事に比べて建築工事の落札率が 90 パーセント以上など高くなるのはどう考えたらいいのでしょうか。</p> <p>○ 建築工事は、市内業者が少ないにしても、準市内業者とで 8 社ぐらい該当の業者があるのに、なぜ 2 社だけの競争になるのか、そこら辺もよく分からない。建築工事はそんなに高い金額ではないですが、他工種と比較しても全体の金額的にそんなに低いわけでもない。</p>	<p>○ 水曜日開札です。応札は月・火曜日に電子上で入札していただきます。2 週間前の水曜日又は、木曜日に公告して、一定期間の見積期間をとり、月・火曜日に応札して水曜日に開札します。</p> <p>○ 設計金額に基づいて予定価格を定めて公表していますが、各社は独自の設計に基づいて応札金額を決めていると思います。土木関係の工事は、かなり競争が厳しい状況だということと、会社によって資材の安価調達などの工夫により設計金額を低く抑えることが可能になっていると思われます。それに対し、建築工事は建材価格の高騰もあり、応札金額を下げるのが難しい状況にあるようです。</p> <p>○ 準市内の業者がありますが、どこの工事を重点的に落札していこうということで、例えば本店のあるところに重点を置いているところもあるようです。そのような事情も影響し、今回の案件においては、準市内業者の参加が少なかったのではないかと考えています。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>市内業者が落札すること自体は、市内業者の健全な経営を担保していく上では好ましいことだが、落札率が高止まり傾向に常態化することは、競争入札の観点から好ましくないので、今後の案件においても高止まり傾向が続くかについて、注視していくこととした。</p>	
<p>⑤ 公共下水道整備工事 (論地処理分区 (2 3 - 1 工区)) 公共下水道整備工事 (港第 1 処理分区 (2 3 - 2 工区)) 公共下水道整備工事 (港第 1 処理分区 (2 3 - 3 工区)) (土木工事：条件付一般競争入札)</p> <p>○ 3 件の応札可能業者数は何社ですか。</p>	<p>○ 3 件とも 1 2 社です。</p>

<p>○ 低入札になったのは、仕事がないよりは、低い価格でも仕事を取ったほうが良いということですか。</p> <p>○ 低入札調査委員会の審査はどのように行なうのですか。</p> <p>○ 資材のリサイクルセンターがあるということですが、その他の業者は、何か安くすることができるのですか。</p>	<p>○ 各社それぞれの事情があると思われま</p> <p>す。</p> <p>○ 低入札調査委員会では、最低価格入札業者から積算資料の提出を求め確認します。</p> <p>設計どおりの積算内容か、数量も誤りがなく、業者も積算資料に基づき応札金額算出しおり、また、交通誘導員の積算確認と、安全性についても確保しており履行に関して問題ないことで落札としています。</p> <p>また、23-1工区も確認項目は同じですが、請負業者がリサイクルセンターを所有し工事に関する資材が安価調達できることで落札としています。</p> <p>23-3工区も数量、規格ともすべて確認し、品質に問題がなく落札としています。</p> <p>さらに、低入札で落札決定した案件は、すべて誓約書の提出を求めています。</p> <p>○ 設計金額の中には、業務を行う上での会社の事務経費にあたる「一般経費」という項目があり、業者によってはこの一般経費を低く抑えているところもあります。</p>
<p>【審議結果】</p> <p>低入札については、昨年度より注視していくとした中で、今回も低入札案件が複数有った。入札状況において、入札参加対象業者が結構あるにも関わらず、応札業者数が少ないのは低入札になることが分かっているにもかかわらず、また、低入札になる原因は土木工事案件が少ないことによる各社の競争激化の現れなのか、それ以外にも要因があるのかなどについて、今後も引き続き低入札案件について注視していくこととする。</p>	
<p>⑥ 下水道工事に伴う配水管移設工事（その5） 配水管布設工事（23-8工区） （水道施設工事：条件付一般競争入札）</p>	

<ul style="list-style-type: none"> ○ それぞれの工事の対象となる業者数は何社ですか。 ○ 指名競争入札か電子入札の条件付一般競争入札にするかの線引きはどのようになっていますか。 ○ コンサル関係は、指名競争入札ですか。 ○ 入札に参加しない業者は、年度末になって、従業員が全然集まらないとか、専任の技術者がいないなどの問題もあるのですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 両案件とも市内業者8社です。 ○ 建設工事に関しては、すべて条件付あるいは一般競争入札で、指名競争入札はありません。 ○ 指名競争入札です。 ○ 2, 500万円以上の工事は、この時点ではまだ発注がなく、それ以外の低い工事については兼務できますので、主任技術者とか監理技術者を当該対象工事について適切に施工現場に配置できない為に入札に参加しなかったという事はないと思います。
---	--

【審議結果】

水道工事は比較的入札参加者が多い中、当該工事の2件については応札者数が少ないのは、工事施工時期が年末から年度末にかけての繁忙期によるものなのか。それ以外の要因があるのか分からないので、今後の応札業者数の少ない案件にいて検討していくこととした。

<p>⑦ 重要給水施設配水管布設替工事 (その1) 重要給水施設配水管布設替工事 (その2) (水道施設工事：条件付一般競争入札)</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 入札に応じた業者が6社と3社と差がありますが、何かあるのでしょうか。 ○ 準市内業者で重要給水施設配水管布設替工事(その1)に応札した6社には、入札参加を忘れた業者もいるのではないかということでしたが、重要給水施設配水管布設替工事(その2)へも入札しようと思えば応じられる業者ですか。 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 入札参加可能対象業者数に差があり、その1の工事は5,000万円以上ということで対象業者数が14社、その2の工事5,000万円以下で10社が対象業者数です。 ○ 入札条件で一部に違いがあります。市内業者の総合評点が600点と500点と違いがあります。
---	---

○ 5,000万円以上の入札日が一週間後になるので、その日に、その2の案件も入札できると思っていたら、その2の案件に対する入札期間は、終了していたということですか。

○ 公告は同じ日ですが、5,000万円以上と5,000万円未満では建設業法で見積期間の日数が異なり、入札日時が1週間異なります。そのため応札業者が2件目の案件の札を入れる日を誤ったのではないかとということです。

【審議結果】

工事内容が比較的似通っているにも関わらず、応札業者数と落札率に開きがあることは、公告日が同日であったが、設計金額の差による応札日の違いから、応札日を錯誤した為、応札者数が少なくなり、競争性が薄れたものと考えられる。

応札日の錯誤により応札数が少なくなるといった事態が生じないような工夫について、今後検討の余地があると考えられる。